

認定こども園足利幼稚園 運営規定

(目的)

第1条 この認定こども園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満三歳以上の子どもに対する教育並びに保育を必要とする子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう適当な環境を与えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とする。

(運営の方針)

第2条 この認定こども園の運営方針は、次のとおりとする。

- (1) 安全で安心できる生活の場を整え、子どもが自己を十分に発揮できるようサポートする。
- (2) 家庭との連携を図りながら、子育ての悩みや相談に応じ助言するなど地域における子育て支援の拠点として、社会的役割を果たす。

(名称)

第3条 この認定こども園は、認定こども園足利幼稚園という。

(所在地)

第4条 この認定こども園は、栃木県足利市家富町2,188番地に置く。

(入園者)

第5条 この認定こども園に入園できる者は、小学校就学の始期に達するまでの者とする。

(教育・保育の内容)

第6条 この認定こども園の教育課程その他教育及び保育の内容は、幼保連携型認定こども園教育・保育要領による。

(子育て支援の内容)

第7条 この認定こども園の地域の保護者に対する子育て支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 未就園親子教室事業

未就園児及びその保護者の集いの場を設定し、子育て講座の開催や保護者同士の交流を図るとともに、保護者からの相談に応じて子育てに関する情報提供や助言を行う。

- (2) 子育て相談事業

保護者からの乳幼児の養育に関する相談に応じて、子育てに関する情報提供や助言を行う。

- (3) 一時預かり事業

保護者の事情により、家庭において一時的に養育を行うことが困難となった地域の子ども及び里帰りの子どもを一時的に預かり保育をする。

- (4) 放課後児童クラブ事業

保護者が労働等により昼間家庭にいない児童を放課後預り、宿題や自主学習の援助をするとともに社会性及び創造性の向上を図る。

(定員等)

第8条 この認定こども園の認可定員及び利用定員を以下のとおりとする。

区 分	認可定員	利用定員
1号認定こども	200人	120人
2号認定こども	80人	50人
3号認定こども（0歳児）	6人	6人
3号認定こども（1歳児及び2歳児）	42人	34人
合 計	328人	210人

※3号認定こども（0歳児）は満1歳からの受入とする。

2 満三歳以上の園児に対して編成する学級は、7学級とする。

(学年・学期)

第9条 この認定こども園の学年は、4月1日から翌年3月31日までとし、次の3学期に分ける。

第1学期 4月1日から 7月31日まで

第2学期 8月1日から12月31日まで

第3学期 1月1日から 3月31日まで

(休園日)

第10条 この認定こども園の休園日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から1月3日まで

(4) 土曜日（保育を必要とする園児以外の園児に限る。）

(5) 夏季休業 7月21日から8月31日まで（保育を必要とする園児以外の園児に限る。その年により変更になる場合がある。）

(6) 冬季休業 12月24日から1月8日まで（同上）

(7) 春季休業 3月21日から4月7日まで（同上）

2 教育上必要があり、かつ、やむを得ない事情があるときは、前項の規定にかかわらず休園日に保育を行うことがある。

3 非常災害等真にやむを得ない事情があるときは、臨時に保育を行わないことがある。

(始業、終業時間)

第11条 この認定こども園の教育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。ただし、季節により変更することがある。

(1) 始業時間 午前10時

(2) 終業時間 午後2時

2 この認定こども園の平日及び土曜日における保育時間の始業及び終業の時刻は、次のとおりとする。

(保育標準時間・平日)

(1) 始業時間 午前7時30分

(2) 終業時間 午後7時00分

(保育短時間・平日)

- (1) 始業時間 午前8時00分
- (2) 終業時間 午後4時00分

(保育標準時間・土曜日)

- (1) 始業時間 午前7時30分
- (2) 終業時間 午後7時00分

(保育短時間・土曜日)

- (1) 始業時間 午前8時00分
- (2) 終業時間 午後4時00分

(開園時間)

第12条 この認定こども園の開園時間は、次のとおりとする。

(平日)

- (1) 開園時間 午前7時30分
- (2) 閉園時間 午後7時00分

(土曜日)

- (1) 開園時間 午前7時30分
- (2) 閉園時間 午後7時00分

(職員組織)

第13条 この認定こども園には、次の職員を置く。

- (1) 園長 1名
園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。
- (2) 副園長 1名以上
副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。
- (3) 主幹保育教諭 1名以上
園長（副園長を置く園にあっては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに園児の保育をつかさどる。
- (4) 指導保育教諭 2名
園児の保育をつかさどり、並びに保育教諭その他の職員に対して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。
- (5) 保育教諭 配置基準以上
園児の保育をつかさどる。
- (6) 事務職員 1名以上
園の事務を行う。
- (7) 運転手 3名
園児の送迎等を行うバス等の運転を行う
- (8) その他必要と認められる職員
 - ① 園医 1名
健康相談、保健指導、健康診断等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。

- ② 園歯科医 1名
健康相談、保健指導、健康診断（歯の検査）等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。
- ③ 園薬剤師 1名
環境衛生検査、健康相談、保健指導等のほか、園における保健管理に関する専門的事項に関する指導を行う。
- ④ 栄養士 1名
栄養学に基づいて、栄養バランスの取れた献立の作成や調理方法の指導、栄養面から健康な食生活への助言を行う。
- ⑤ 調理員 3名
給食、おやつ等の調理を行う。

（入園）

第14条 この認定こども園に入園するときは、本園に、入園申込書を提出し、契約するものとする。ただし、保育を必要とする子どもについては、事前に居住する市町村の利用調整を受けるものとする。

2 1号認定こどもについては、入園希望者が利用定員を上回る場合は、先着順により選考を行う。

（休園・退園）

第15条 休園又は退園をしようとする者は、その理由を記して園長に届け出るものとする。

（卒園）

第16条 この認定こども園の所定の保育課程を修了した者には、修了証書を授与する。

（表彰）

第17条 心身の発達が著しく他の模範となる者は、これを表彰することがある。

（利用者負担額等）

第18条 この認定こども園の基本保育料は、園児が居住する市町村が定める額とする。

2 この認定こども園は、前項に定めるほか、教育・保育の質の向上を図る上で特に必要と認められる経費について、特定負担額（上乘せ徴収）として以下のとおり設定し、その支払いを利用者から受けるものとする。

特定負担額（上乘せ徴収）	負担額	納付時期
施設充実費	10,000円	入園時
幼児教育資質向上費	40,000円 但し2人以上同時在園 の場合2人目より1/2の 金額を減免する。	入園時

3 この認定こども園は、前2項に定めるほか、教育・保育において提供される便宜に要する費用の実費の支払いを利用者から受けることがある。（別紙参照1,2,3）

（緊急時対応）

第19条 この認定こども園の緊急時における対応は、次のとおりとする。

（1）園児に急な病状変化があった場合は、直ちに保護者が指定する医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

（2）園児に事故があった場合には、直ちに救急医療機関に連絡を取り、保護者にも状況を報告する。

（非常災害対策）

第20条 園長は、震災、風水害、火災その他の非常災害に備えるため、計画的な防災訓練と設備改善を図り、園児の安全に対して万全を期すものとする。

2 前項の訓練のうち、避難訓練及び消火訓練については、少なくとも毎月1回行うものとする。

（虐待防止）

第21条 この認定こども園は、児童虐待防止法の定めるところにより、不適切な養育等が疑われる場合には、市町村や児童相談所等関係機関と連携し、適切な対応を図るものとする。

附 則

この運営規定は、平成28年4月1日から実施する。

附 則

この運営規定は、平成29年7月1日から実施する。

附 則

この運営規定は、平成30年4月1日から実施する。

附 則

この運営規定は、平成31年4月1日から実施する。